

### 【児童手当 所得額計算方法変更について】

平成 30 年 5 月 1 日以降に新規認定請求（平成 30 年 6 月以降支給分の申請）をされた方について、児童手当の所得額計算方法が変更されることにより、次の所得控除により控除額が増える場合があり、その結果児童手当の支給額が増える可能性があります。

○法施行日は平成 30 年 6 月 1 日の予定です。

○申請手続きに必要な添付資料等詳細については現在国が検討中です。

○該当すると思われる方については、下記までお問い合わせください。

### 平成 30 年 6 月 1 日以降新設される予定の控除

#### ① 未婚のひとり親※1 に対する寡婦（夫）控除のみなし適用

児童手当の所得判定時の所得額の計算において、新たに未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施します。

※1 婚姻したことがなく、現在も婚姻状態にない母または父であることや、税法上の寡婦（夫）控除を受けていないこと等、一定の条件があります。

#### ② 公共用地取得による土地代金等の特別控除の適用

児童手当の所得判定時の所得額の計算において、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除します。

### 【手続き方法について】

#### ○申請方法

郵送や区窓口で申請してください。

#### ○申請に必要な書類（認定請求書に追加する添付書類）

##### ① 未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用

##### ② 公共用地取得による土地代金等の特別控除の適用

①②ともに、控除対象となることを証明する資料の提出が必要です。

※添付資料については、現在、国が検討中です。

●控除を適用しても受給者区分が変わらない場合など、申請いただいても児童手当の支給額に変更が無いことがあります。

### 参考資料

○児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令案に対する意見募集について(平成 30 年 4 月 24 日)(PDF)

○児童手当 所得額計算方法変更の案内チラシ（平成 30 年 5 月 1 日版）(PDF)

## 児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令案に対する意見募集について

平成 30 年 4 月 24 日  
内 閣 府

内閣府においては、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令案を作成しました。

つきましては、本件に関する国民の皆様の御意見を以下の要領で募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、内閣府令案作成の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けておりませんので、併せて御了承ください。

### 1. 意見募集対象

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令案

### 2. 意見募集期間

平成 30 年 4 月 24 日（火）から 5 月 23 日（水）まで（締切日必着）

### 3. 意見提出方法

御意見は、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。

#### (1) インターネット上の意見募集フォームを利用される場合

以下のホームページからお送りください。

<https://form.cao.go.jp/shoushi/opinion-0045.html>

※文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

#### (2) 郵送の場合

以下の宛先に送付してください。

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館

内閣府子ども・子育て本部 「意見募集」係 宛

#### (3) FAX による場合

以下の FAX 番号に送信してください。

03-3581-2808

内閣府子ども・子育て本部 「意見募集」係 宛

# 「児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令案」について（概要）

平成 30 年 4 月 24 日

内閣府子ども・子育て本部

## 1. 改正の趣旨

児童手当法施行令の一部を改正する政令案（※）において、

- ① 児童手当の所得制限の判定時に、現行の合計所得金額から、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとすること
  - ② 児童手当の所得制限の判定に係る所得について、未婚の母又は未婚の父にも、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）上の寡婦控除又は寡夫控除が適用されるものとみなすなど、未婚のひとり親に不利な取扱いとならないよう措置すること
- を内容とする改正を予定しているところ、児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号）において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用の申請を行う場合にその事実を明らかにすることができる書類を添えなければならないこととする等の所要の改正を行う。

※ 本府令案と同時期（4月24日（火）～5月23日（水））に意見募集を行っているもの。

## 2. 改正の内容

### （1）寡婦又は寡夫控除のみなし適用の申請を行う場合の提出書類について

児童手当の認定の請求及び現況の届出を行う際に、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用の申請を行う場合にはその事実を明らかにすることができる書類を添えなければならないこととする。（第 1 条の 4 第 2 項関係）

### （2）認定請求書、現況届の裏面の注意書きについて

認定請求書、現況届の裏面の注意書きにおいて、

- ① 長期譲渡所得又は短期譲渡所得について、特別控除がある場合はその額を控除した額とすること
- ② 寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用の申請を行う場合にはその額を控除した額とすること、また、  
2（1）のとおり、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用の申請を行う場合にはその事実を明らかにすることができる書類を添えなければならないことを記載することとする。（様式第 2 号及び第 6 号関係）

## 【児童手当所得額計算方法の変更予定のお知らせ】

(平成30年5月1日版)

平成30年5月1日以降に新規認定請求（平成30年6月以降支給分の申請）をされた方について、児童手当の所得額計算方法が変更されることにより、次の所得控除により控除額が増える場合があります、その結果児童手当の支給額が増える可能性があります。

法施行日は平成30年6月1日の予定です。

申請手続きに必要な添付資料等詳細については現在国が検討中です。

該当すると思われる方については、下記までお問い合わせください。

### 【新設される予定の控除】

#### ① 未婚のひとり親※1に対する寡婦（夫）控除のみなし適用

児童手当の所得判定時の所得額の計算において、新たに未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施します。

※1 婚姻したことがなく、現在も婚姻状態にない母または父であることや、税法上の寡婦（夫）控除を受けていないこと等、一定の条件があります。

#### ② 公共用地取得による土地代金等の特別控除の適用

児童手当の所得判定時の所得額の計算において、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除します。

### 【法施行後の手続き方法について】

#### 申請方法

郵送もしくは区窓口で申請してください。

#### 申請に必要な書類（認定請求書に追加する添付書類）

- ① 未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用
- ② 公共用地取得による土地代金等の特別控除の適用

①②ともに、控除対象となることを証明する資料の提出が必要です。

※添付資料については、現在、国が検討中です。

●控除を適用しても受給者区分が変わらない場合など、申請いただいても児童手当の支給額に変更が無いことがあります。

お問い合わせ先 横浜市子ども青少年局子ども家庭課

電話:045-641-8411/FAX:045-641-8412 受付時間:午前9:00~午後5:00(祝日を除く月~金)